

議案第 87 号

三田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

三田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

三田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年三田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1第5項を同表第8項とし、同表第4項の次に次の3項を加える。

5	市長	三田市福祉医療費の助成に関する条例（平成4年三田市条例第16号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6	市長	三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例（平成22年三田市条例第40号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7	市長	三田市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱（平成4年7月1日施行）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2に次の3項を加える。

13	市長	三田市福祉医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
			(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付等関係情報」という。）であって規則

			<p>で定めるもの</p> <p>(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に対し障害の程度を示すために交付される療育手帳に関する情報（以下「障害者手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
14	市長	三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 医療保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
15	市長	三田市高齢重度障害者	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 医療保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>

	医療費助成	るもの
	事業実施要	(3) 障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
	綱による医	
	療費の助成	(4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	に関する事	(5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	務であって	
	規則で定め	(6) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	るもの	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。